

投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改 正 案	現 行
（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外） 第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款（法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。）に定めた証券投資信託（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七條の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。）に登録される旨を投資信託約款に定めた証券投資信託にあつては、当該指標が適格指標（客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であつて継続的に公表されるものとして内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。）であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められる証券投資信託として内閣府令で定めるものに限る。）	（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外） 第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。 一 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十四条第一号及び第三号並びに第百十九条において同じ。）により行われる場合にあつては、当該受益証券が金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿（同法第六十七條の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次号において同じ。）に登録される旨を投資信託約款（法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。）に定めた証券投資信託（金銭の信託に限る。）

イ 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨

ロ その受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十四条第一号及び第三号並びに第百十九条において同じ。）により行われる場合にあつては、当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

ハ 金銭の信託である旨

二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた証券投資信託であつて、次のイに定める適格指標の変動率がその受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定めるもの

イ その運用の対象を有価証券とし、かつ、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を適格指標の変動率に一致させるよう運用する旨

ロ その受益証券の募集に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、その運用の対象とする各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券によつて

二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた証券投資信託

イ その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数（金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式（これらに類する外国法人の株式を含む。）について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表示ものとして金融庁長官の指定するものをいう。）の変動率に一致させることを目的として当該株価指数に採用されている銘柄の株式に対する投資として運用する旨

ロ その受益証券の募集に応じる者は、内閣府令で定めるところにより、その運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式によつて当該受益

当該受益証券を取得しなければならない旨

ハ その受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三（略）

（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）

第二百二十一条（略）

2（略）

3 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ（略）

三（略）

4・5（略）

証券を取得しなければならない旨

ハ その受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する株式（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三（略）

（設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等）

第二百二十一条（略）

2（略）

3 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

二 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。次項第一号において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ・ロ（略）

三（略）

4・5（略）

[

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（附則第二条関係）

改正案	現行
（公開買付けの適用除外となる買付け等） 第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。 一 （略） 二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付け等 三（十五）（略） 二・三（略）	（公開買付けの適用除外となる買付け等） 第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。 一 （略） 二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等 三（十五）（略） 二・三（略）